改　正　後

「電算関係税関業務事務処理要領」（税関手続関連 共通編） -共通手続-

第１章　（省略）
第２章　共通事項
　第１節　（省略）
　第２節　汎用申請関係手続
　　システムを使用して汎用申請対象手続を行う場合は、この節の定めるところによる。
　　ただし、国際観光旅客税の納付に関する手続について、汎用申請を利用して行う場合は、後記第 21 節（国際観光旅客税納付関係手続）を参照すること。
　１から４まで　（省略）
［付表］汎用申請対象手続一覧（手続別特記事項）
【監視関係】　（省略）
【通関・収納・評価・関税鑑査官・調査統計・通関業監督官・訟務関係】　（省略）
【知的財産関係】　（省略）
【保税関係】
　官署制限：申請官署制限手続
　時間外　：時間外執務要請届が必要な手続
　手数料等：汎用申請手数料等納付申請対象手続
　通関士　：通関士審査必要手続（申請を代理する場合に限る。）

申請手続種別コード	手続名称	官署制限	時間外	手数料等	通関士	特記事項
（省略）						
HB5	販売用貨物等の搬入に係る届出					－
HK7	外国貨物運送申告兼目録提示（個別業務での処理ができない場合）					1　当該手続は、あらかじめ保税担当部門又は監視担当部門に申し出た上で、行うものとする。当該手続は、「保税運送申告」業務（業務コード：ＯＬＣ）及び「保税運送申告（一般）」業務（業務コード：ＯＬＴ０１）による処理ができない場合に限り行うこととする。 2　当該手続において、次①から⑤の書面一式を「承認書等」という。 ① 当該申請で添付した「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式Ｃ第 4000 号） ② 申請時の「汎用申請控情報」（出力情報コード：ＣＡＬ００２０） ③ 「許可・承認等通知情報」（出力情報コード：ＣＡＬ００６１） ④ 添付した電子ファイル（関係書類がある場合に限る。） ⑤ 関係書類を書面で提出した場合は、その書面（関係書類がある場合に限る。） 3　保税運送の承認を受けた者が貨物

改　正　前

「電算関係税関業務事務処理要領」（税関手続関連 共通編） -共通手続-

第１章　（同左）
第２章　共通事項
　第１節　（同左）
　第２節　汎用申請関係手続
　　システムを使用して汎用申請対象手続を行う場合は、この節の定めるところによる。
　　ただし、国際観光旅客税の納付に関する手続について、汎用申請を利用して行う場合は、後記第 21 節（国際観光旅客税納付関係手続）を参照すること。
　１から４まで　（同左）
［付表］汎用申請対象手続一覧（手続別特記事項）
【監視関係】　（同左）
【通関・収納・評価・関税鑑査官・調査統計・通関業監督官・訟務関係】　（同左）
【知的財産関係】　（同左）
【保税関係】
　官署制限：申請官署制限手続
　時間外　：時間外執務要請届が必要な手続
　手数料等：汎用申請手数料等納付申請対象手続
　通関士　：通関士審査必要手続（申請を代理する場合に限る。）

申請手続種別コード	手続名称	官署制限	時間外	手数料等	通関士	特記事項
（同左）						
（同左）						
HK7	外国貨物運送申告（兼目録提示）（貨物情報がない貨物）					1　当該手続は、あらかじめ保税取締部門に申し出た上で、行うものとする。当該手続は、保税地域等に貨物情報が登録されていないことにより、「保税運送申告」業務（業務コード：ＯＬＣ）及び「保税運送申告（一般）」業務（業務コード：ＯＬＴ０１）による申告ができない場合に限り行うこととする。 2　当該手続において、次①から⑤の書面一式を「承認書等」という。 ① 当該申請で添付した「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式Ｃ第 4000 号） ② 申請時の「汎用申請控情報」（出力情報コード：ＣＡＬ００２０） ③ 「許可・承認等通知情報」（出力情報コード：ＣＡＬ００６１） ④ 添付した電子ファイル（関係書類がある場合に限る。） ⑤ 関係書類を書面で提出した場合は、その書面（関係書類がある場合に限る。） 3　保税運送の承認を受けた者が貨物

改正後							改正前						
						の発送を行う場合は、当該承認書等を倉主等に提示し、確認を受ける。							の発送を行う場合は、当該承認書等を倉主等に提示し、確認を受ける。
HK8	保税運送貨物の到着確認申請（個別業務での処理ができない場合）					1　当該手続は、あらかじめ保税担当部門又は監視担当部門に申し出た上で、行うものとする。当該手続は、「保税運送申告」業務（業務コード：ＯＬＣ）及び「保税運送申告（一般）」業務（業務コード：ＯＬＴ０１）による処理ができない場合に限り行うこととする。 2　申請する場合は、到着地の倉主等の確認を受けた申請手続種別コード「HK7」（外国貨物運送申告兼目録提示（個別業務での処理ができない場合））の承認書等を添付する。	HK8	保税運送貨物の到着確認（貨物情報がない貨物）					1　当該手続は、あらかじめ保税取締部門に申し出た上で、行うものとする。当該手続は、保税地域等に貨物情報が登録されていないことにより、「保税運送申告」業務（業務コード：ＯＬＣ）及び「保税運送申告（一般）」業務（業務コード：ＯＬＴ０１）による申告ができない場合に限り行うこととする。 2　申請する場合は、到着地の倉主等の確認を受けた申請手続種別コード「HK7」（外国貨物運送申告（兼目録提示）（貨物情報がない貨物））の承認書等を添付する。
HK9	保税運送貨物の到着証明提出（個別業務での処理ができない場合）					1　当該手続は、あらかじめ保税担当部門又は監視担当部門に申し出た上で、行うものとする。当該手続は、「保税運送申告」業務（業務コード：ＯＬＣ）及び「保税運送申告（一般）」業務（業務コード：ＯＬＴ０１）による処理ができない場合に限り行うこととする。 2　申請する場合は、申請手続種別コード「HK8」（保税運送貨物の到着確認申請（個別業務での処理ができない場合））の際に添付した承認書等及び当該申請の「許可・承認等通知情報」（出力情報コード：ＣＡＬ００６１）を添付する。	HK9	保税運送貨物の到着証明提出（貨物情報がない貨物）					1　当該手続は、あらかじめ保税取締部門に申し出た上で、行うものとする。当該手続は、保税地域等に貨物情報が登録されていないことにより、「保税運送申告」業務（業務コード：ＯＬＣ）及び「保税運送申告（一般）」業務（業務コード：ＯＬＴ０１）による申告ができない場合に限り行うこととする。 2　申請する場合は、申請手続種別コード「HK8」（保税運送貨物の到着確認（貨物情報がない貨物））の際に添付した承認書等及び当該申請の「許可・承認等通知情報」（出力情報コード：ＣＡＬ００６１）を添付する。
HK5	運送期間延長承認申請（併せ運送を除く。）					1　当該手続は、次の場合に限り行うことができる。 ①「保税運送申告（承認）変更呼出し」業務（業務コード：ＳＯＴ１１）又は「保税運送申告（承認）変更呼出し」業務（業務コード：ＣＯＴ）を利用して、運送期間延長承認申請をした後、さらに運送期間延長承認申請をしようとする場合 ② 書面により承認を受けた保税運送について、その運送期間延長承認申請をしようとする場合 2　申請する場合は、保税運送の承認書又は「保税運送承認通知情報」（ＳＡＳ０３７１、ＳＡＳ０３８１、ＡＡＳ０３５０、ＡＡＳ０３６０、ＡＡＳ０３９０）、「運送期間延長承認通知情報」（ＳＡＳ０６４１、ＳＡＳ	（同左）						

改　正　後

						０６５１、ＡＡＳ０５８０、ＡＡＳ０５９０、ＡＡＳ０６００、ＡＡＳ０６２０）を添付すること。
（省略）						

【特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定製造者・認定通関業者関係】　（省略）
【調査関係】　（省略）
第３節から第２４節まで　（省略）
第２５節　減免戻し税等関係手続
　システムを使用して減免戻し税等明細書の登録を行う場合は、この節の定めるところによる。
　【減免戻し税関係手続の流れ】　（省略）
　１から３まで　（省略）
　４　減免戻し税等明細書情報に係る輸入申告
　(1)から(3)まで　（省略）
　(4)　減免戻し税等明細書情報に係る輸入申告後の取消
　通関業者等は、システムに登録された減免戻し税等明細書の内容について、輸入申告後に取消す必要が生じた場合、本業務による取消はできないことから、提出先税関（通関担当部門）へ申し出ること。

第２６節　包括評価申告関係手続
　システムを使用して関税法施行令第４条（輸入申告に併せて行う関税の税額等の申告）第３項の規定に基づく包括評価申告書（Ⅰ・Ⅱ）に係る手続を行う場合は、この節の定めるところによる。
　また、包括評価申告の審査終了を受けた者は、税関手続関連（海上編）-通関関係手続-第１章第１節（輸入申告手続）又は税関手続関連（航空編）-通関関係手続-第１章第１節（輸入申告手続）により手続を行うものとする。
　【包括評価申告関係手続の流れ】　（省略）
　１　包括評価申告の手続
　(1)　包括評価申告情報の登録
　「包括評価申告事項登録」業務（業務コード：ＨＯＡ）を利用し、次の事項を入力し送信することにより、包括評価申告情報を登録する。このとき、「処理種別」項目が申告変更、審査後変更、撤回または新規申告（引用登録）の場合は「包括評価申告呼出し」業務（業務コード：ＨＯＢ）により、情報を呼出して登録する。
　なお、一つの包括評価申告（同一の包括評価申告受理番号）に対して、「処理種別」項目が「Ｕ：審査後変更」で包括評価申告情報を登録した場合、税関における「包括評価申告審査終了」業務（業務コード：ＣＨＯ）で審査終了の登録ができる回数に上限（最大８回）が設けられているため、「変更届」及び「一部変更届」は合わせて最大８回（適用年月日（開始）が登録されていない又は変更されない場合を除く）まで税関により審査終了の登録が可能となる。
※　最大回数に達した場合は、旧包括評価申告受理番号の申告内容を引用して、新規の包括評価申告をすることが可能。また、あらかじめ税関（評価担当部門）と調整した上で、過去の変更回数に合わせて適用期間を区切って包括評価申告をすることも可能。
　処理種別の内容は以下の通りである。

処理種別	処理内容
（省略）	

○：入力可　空白：入力不可

改　正　前

（同左）

【特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定製造者・認定通関業者関係】　（同左）
【調査関係】　（同左）
第３節から第２４節まで　（同左）
第２５節　減免戻し税等関係手続
　システムを使用して減免戻し税等明細書の登録を行う場合は、この節の定めるところによる。
　【減免戻し税関係手続の流れ】　（同左）
　１から３まで　（同左）
　４　減免戻し税等明細書情報に係る輸入申告
　(1)から(3)まで　（同左）
　(4)　減免戻し税等明細書情報に係る輸入申告後の取消
　通関業者等は、システムに登録された減免戻し税等明細書の内容について、輸入申告後に取消をする場合は、あらかじめ税関（通関担当部門）の了解を受けた上で、「減免戻し税等明細書登録」業務（業務コード：ＧＫＡ）を利用して、「処理種別」（「処理種別＊」欄）を「Ｔ：取消」を選択し送信する。
　なお、輸入許可後に取消す必要が生じた場合、本業務による取消はできないことから、提出先税関（通関担当部門）へ申し出ること。
第２６節　包括評価申告関係手続
　システムを使用して関税法施行令第４条（輸入申告に併せて行う関税の税額等の申告）第３項の規定に基づく包括評価申告書（Ⅰ・Ⅱ）に係る手続を行う場合は、この節の定めるところによる。
　また、包括評価申告の審査終了を受けた者は、税関手続関連（海上編）-通関関係手続-第１章第１節（輸入申告手続）又は税関手続関連（航空編）-通関関係手続-第１章第１節（輸入申告手続）により手続を行うものとする。
　【包括評価申告関係手続の流れ】　（同左）
　１　包括評価申告の手続
　(1)　包括評価申告情報の登録
　「包括評価申告事項登録」業務（業務コード：ＨＯＡ）を利用し、次の事項を入力し送信することにより、包括評価申告情報を登録する。このとき、「処理種別」項目が申告変更、審査後変更、撤回または新規申告（引用登録）の場合は「包括評価申告呼出し」業務（業務コード：ＨＯＢ）により、情報を呼出して登録する。

　処理種別の内容は以下の通りである。

処理種別	処理内容
（同左）	

○：入力可　空白：入力不可

改　正　後

項番	項目名	内容	条件 申告書（Ⅰ） 新規申告	申告変更	審査後変更	撤回	新規申告（引用登	申告書（Ⅱ） 新規申告	申告変更	審査後変更	撤回	新規申告（引用登
（省略）												
14	輸入者コード （「輸入者」欄左） ＊	(1) 法人番号を入力する。なお、枝番（４桁）を入力しない場合はシステムにより自動的に「0000」が補完される。 (2) 法人番号を有しない輸入者の場合で、ＪＡＳＴＰＲＯコード又は税関発給コードを有する場合にはそのコードを入力する。 (3) 法人番号、ＪＡＳＴＰＲＯコード又は税関発給コードを有しない輸入者の場合は、入力を要しない。	○	○	○		○	○	○	○		○
（省略）												
28	申告貨物の品名等	申告貨物の品名、税番、適用税率等を入力する。	○	○	○		○	○	○	○		○
（省略）												

（＊１）及び（＊２）　（省略）

（例）　（省略）

(2)から(5)まで　（省略）

２及び３　（省略）

第２７節から第３０節まで　（省略）

第３章及び第４章　（省略）

改　正　前

項番	項目名	内容	条件 申告書（Ⅰ） 新規申告	申告変更	審査後変更	撤回	新規申告（引用登	申告書（Ⅱ） 新規申告	申告変更	審査後変更	撤回	新規申告（引用登
（同左）												
14	輸入者コード （「輸入者」欄左） ＊	(1) 輸出入者コードを入力する。なお、枝番（４桁）を入力しない場合はシステムにより自動的に「0000」が補完される。 （新規） (2) 輸出入者コードを有しない輸入者の場合は、入力を要しない。	○	○	○		○	○	○	○		○
（同左）												
28	申告貨物の品名等	申告貨物の品名、銘柄、単価等を入力する。	○	○	○		○	○	○	○		○
（同左）												

（＊１）及び（＊２）　（同左）

（例）　（同左）

(2)から(5)まで　（同左）

２及び３　（同左）

第２７節から第３０節まで　（同左）

第３章及び第４章　（同左）